

青森県報

第三千三百五十八号

平成二十三年
三月四日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条
例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額
を定める規則の一部を改正する規則……………

青森県財務規則の一部を改正する規則……………

告 示

国定公園に関する公園事業の変更……………
電線共同溝を整備すべき道路の指定……………

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………
争議行為の通知の公表……………

議 会

青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………
選挙管理委員会……………

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改
正……………

公安委員会

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催……………

(保安課) …… 九

(事務局) …… 八

(議事課) …… 八

(経営支援課) …… 六
(労政・能力
開発課) …… 八

(自然保護課) …… 六
(道路課) …… 六

(労政・能力
開発課) …… 一
(財務指導課) …… 一

右 …… (同) …… 九

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試
験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第百十一
号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「、ファインセラミックス製品製造」、「スレート施工」及び「
漆器製造」を削り、第二項の表中「ウエルポイント施工」の下に「貴金属装身具製
作」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和二十九年二月青森県規則第十号）の一部を次のように改正す

る。

別記第二の第一条第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「以下」を「第8条において」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に改め、同条第五項及び第七項中「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に改める。

別記第二の第二条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、「従い、」の次に「当該」を加える。

別記第二の第三条から同条〇までの規定中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

別記第二の第四条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」に「を」を「発注者に」に改め、同項第三号中「甲」を「発注者」に、「以下」を「第34条において」に改め、同項第五号中「てん補」を「填補」に改め、同項第三項中「乙」を「受注者」に改め、同項第四項中「以下」の次に「この項において」を加え、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第四条第四項中「乙」を「受注者」に、「かし担保特約」を「^{かし}担保特約」に改め、同項第二項中「以下」を「次項において」に改め、同項第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第五条から第七条までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第八条中「乙は」を「受注者は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第九条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十条第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項のただし書を加える。

ただし、発注者は、現場代理人による当該権限の行使に支障がなく、かつ、現場代理人と発注者との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人が工事現場に常駐しなくてもよいこととすることができる。

別記第二の第十条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十一条及び第十二条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

別記第二の第十三条第二項から第四項までの規定中「乙」を「受注者」に改め、同条第五項中「乙」を「受注者」に、「検査」を「第2項の検査」に改める。

別記第二の第十四条第一項及び第二項中「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「当該記録」を「当該見本又は工事写真等の記録」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十五条第一項から第三項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に、「かし」を「押疵」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第五項から第九項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第十項中「乙」を「受注者」に、「き損」を「毀損」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第十一項中「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十六条第一項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に改め、「以下この条において同じ」を認め、「甲」を「発注者」に改め、同条第四項及び第五項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

別記第二の第十七条第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十八条第一項中「乙」を「受注者」に改め、同項第四号中「わき水」を「湧水」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同条第五項中「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「甲は」を「発注者は」に、「乙と」を「受注者と」に改め、同条第六項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第十九条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第二十條第一項中「地すべり」を「地滑り」に、「以下」を「第20条第一項において」に、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項及び第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記第二の第二十一条の良田中「乙」を「受注者」に改め、同条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項の一項を加える。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期を延長するとともに、当該工期の延長が発注者の責めに帰する理由によるときは、必要がある

と認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要
な費用を負担しなければならない。

第11条の第2項「甲」や「発注者」又は「回条第1項中「甲」
や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」又は「回条第1項中「甲」や「発注者」」
のときは、「次に「延長する工期について、」と云々」回条第3項中「甲」や
「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レとする。

第13条の第1項中「甲乙」や「発注者と受注者」とが、「次に「回
条第1項中「甲」や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第1項中「甲」や
「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レとする。

第14条の第1項中「未だ」や「いまだ」^レ「あつては、」や「あ
つては」^レ「甲乙」や「発注者と受注者」とが、「次に「回条第1項中「甲」や
「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第1項中「甲乙」や「発注者と受注者」と
が」^レ「回条第1項中「甲」や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第
1項中「甲」や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第3項中「乙が」
や「受注者が」^レ「甲が」や「発注者が」^レ「甲乙」や「発注者と受注者」とが」
とする。

第15条の第1項中「甲又は乙」や「発注者又は受注者」^レと云々」回条
第1項中「甲又は乙」や「発注者又は受注者」^レと云々」^レ「控除した額をいう。以下
の次に「この項及び次項において、」と云々」以下同じ。）との、」や「次項において
同じ。）との、」^レと云々」回条第3項中「甲乙」や「発注者と受注者」とが」^レと云々」回
条第1項中「甲」や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第4項中「お
いては、」や「おいて、」^レと云々」回条第5項及び第6項中「甲又は乙」や「発注者又は
受注者」^レと云々」回条第7項中「甲乙」や「発注者と受注者」とが」^レと云々」回条第
1項中「甲」や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第8項中「甲」
や「発注者」」^レ「乙」や「受注者」」^レと云々」。

第16条の第1項中「乙」や「受注者」^レと云々」
回条第2項中「乙が」や「受注者が」^レ「甲が」や「発注者が」^レ「甲の」
や「発注者の」^レ「甲乙」や「発注者と受注者」とが」^レと云々」。

第17条の第1項中「乙」や「受注者」^レと云々」回条第1項中「乙」
や「発注者」^レ「甲」や「発注者」^レと云々」。

第18条の第1項中「乙」や「受注者」^レと云々」回条第1項中「乙」
や「発注者」^レ「甲」や「発注者」^レと云々」回条第1項中「甲」
や「発注者」^レ「甲」や「発注者」^レと云々」。

の次に「回条第1項中「乙」や「受注者」」^レと云々」回条第3項中「甲又は乙」
や「発注者又は受注者」^レ「甲乙」や「発注者と受注者」とが」^レと云々」回条第4項中「甲
乙」や「発注者及び受注者は、」^レと云々」。

第16条の第1項中「甲乙双方の責めに、」
や「発注者及び受注者のいづ
れの責めに、」^レ「以下」^レと云々」第6項において、」^レ「乙は」^レや「受注者は」^レ
「甲に」^レや「発注者に」^レと云々」回条第1項中「甲」^レや「発注者」^レ「乙」^レや「受
注者」^レ「てん補」^レや「填補」^レ「同じ」^レや「損害」という」^レと云々」回条第
3項中「乙」^レや「受注者」^レ「甲」^レや「発注者」^レと云々」回条第4項中「甲」^レ
や「発注者」^レ「、その他乙」^レや「その他受注者」^レ「以下この条」^レや「次項」^レ
「（以下）」^レと云々」第6項において、」^レと云々」。

第20条の第1項中「甲は」^レや「発注者は」^レ「第20条まで、第22条」
や「第22条まで」^レ「第29条」^レや「前条」^レ「甲乙」^レや「発注者と受注者」とが」
「甲が」^レや「発注者が」^レ「乙に」^レや「受注者に」^レと云々」回条第2項中「甲
が乙」^レや「発注者が受注者」^レ「乙に」^レや「受注者に」^レと云々」回条第1項中
「甲」^レや「発注者」^レ「請負代金額の」^レや「請負代金額を」^レ「費用の」^レや「費
用を」^レ「乙」^レや「受注者」^レと云々」。

第31条の第1項中「乙」^レや「受注者」^レ「甲」^レや「発注者」^レと云々」
第32条の第1項中「乙」^レや「受注者」^レ「前条第2項」^レの次に
「（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。）」^レと云々」回条第1項中
「甲」^レや「発注者」^レと云々」回条第3項中「甲」^レや「発注者」^レと云々」
「（以下「年
度支払限度額」という。）」^レと云々」。

第33条の第1項中「甲」^レや「発注者」^レ「乙」^レや「受注者」^レと云々」
第34条の第1項中「乙は」^レや「受注者は」^レ「甲乙」^レや「発注者と
受注者」とが」^レ「以下」^レや「第4項及び次条において、」^レ「甲に」^レや「発注者に」
と云々」回条第3項中「甲」^レや「発注者」^レと云々」回条第4項及び第6項中「乙」^レ
や「受注者」^レ「甲」^レや「発注者」^レと云々」回条第7項及び第8項中「乙」^レ
や「受注者」^レ「甲乙」^レや「発注者と受注者」とが」^レと云々」回条第
1項中「甲」^レや「発注者」^レ「乙」^レや「受注者」^レと云々」回条第11項中「乙」
や「受注者」^レ「甲」^レや「発注者」^レと云々」。

第35条の第1項中「乙」^レや「受注者」^レ「甲」^レや「発注者」^レと云々」
第36条の第1項中「乙」^レや「受注者」^レと云々」
第37条の第1項中「乙は」^レや「受注者は」^レ「甲乙」^レや「発注者と

「乙」という。)を「発注者と受注者」に「甲及び乙」と「発注者及び受注者」に「甲は」と「発注者は」に「当事者協議して」と「発注者と受注者が協議して」に「当番書記名押印し」と「発注者及び受注者が記名押印し」に「その他」とを

「6 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額

(3) 保険期間

「注文者(甲)を「発注者」に
「発注者(乙)」を「受注者」に
する。」

改める。

第九十八号様式及び第九十九号様式中「鑑定書」を「検査書」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 改正後の青森県財務規則別記第二及び第九十六号様式から第九十七号様式の二までの規定は、平成二十三年四月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第七十九号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第九条第二項の規定により決定した津軽国定公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公示する。
なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び外ヶ浜町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

竜飛崎線道路（歩道）事業（平成二年三月二日青森県告示第百一十二号で公示）の変更

Table with 2 columns: 変更後の公園事業の名称, 位置. Content: 竜飛崎線道路（歩道）事業, 起点 東津軽郡外ヶ浜町字三既龍浜（竜飛灯台）, 終点 東津軽郡外ヶ浜町字三既龍浜（竜飛崎野営場）

青森県告示第百八十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 区間. Content: 県道, 妙売市線, 八戸市大字八日町一のから 八戸市大字朔日町五三まで

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン藤崎常盤店・さとちよう常盤店
南津軽郡藤崎町大字榊字亀田一〇の二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の

代表取締役社長 捧雄一郎

2 株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役社長 佐藤浩三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の

代表取締役社長 捧雄一郎

2 株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役社長 佐藤浩三

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六一六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一三七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社コメリ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

(二) 株式会社佐藤長

2 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 来客駐車場

午前八時三十分から午後八時三十分まで

(二) 来客駐車場

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前八時から午後七時まで

(二) 荷さばき施設

午前六時から午後八時三十分まで

八 届出年月日

平成二十三年二月十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び藤崎町役場

2 期間

平成二十三年三月四日から同年七月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年七月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十三年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十三年三月十七日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部 津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

議

会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月四日

青森県議会議長 長 尾 忠 行

青森県議会議示第一号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議示第二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第六十一条に次の一項を加える。

3 第一項の質問は、同一議員につき、前項の通告をしたものについて二回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第六十二条に次の一項を加える。

3 第一項の質問は、同一議員につき、同項の同意を得たものについて二回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第六十三条中「第五十五条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十三年三月四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 場 所
年 月 日 平成二十三年 六月十二日 受 付 時 間 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで 講 習 時 間 午前九時から午 後四時まで	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ 弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
七月十九日 "	"

新井田地区生活改善センター	"	脇野沢新井田二二
---------------	---	----------

を

新井田地区生活改善センター	"	脇野沢新井田二二
下北文化会館	"	金谷一丁目一〇の一

に改める。

九月二日	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
------	---	----------------------------

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十三年三月四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習会の日時及び場所

年月日	催 日	時	講 習 場 所
平成二十三年 四月十五日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	北津軽郡板柳町大字灰沼字 玉川一五の五〇 板柳警察署
四月二十六日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
五月十二日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
五月二十七日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
六月一日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸
六月八日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館
六月二十三日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
七月三日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ
七月十一日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
七月二十九日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
八月二十三日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
八月三十日	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二七 鰺ヶ沢警察署

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

九月十五日	"	"	三戸郡五戸町字下モ沢向一 三の六 五戸警察署
十月五日	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署
十月十三日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館
十月二十三日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸
十一月十日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
十一月二十七日	"	"	弘前市大字末広四丁目一〇 の二 弘前市総合学習センター
十二月十五日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
平成二十四年 一月二十日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ
二月一日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
二月十五日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月一日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
三月十二日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一 の二 野辺地警察署

2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭